

# 岩国市森林整備計画変更書

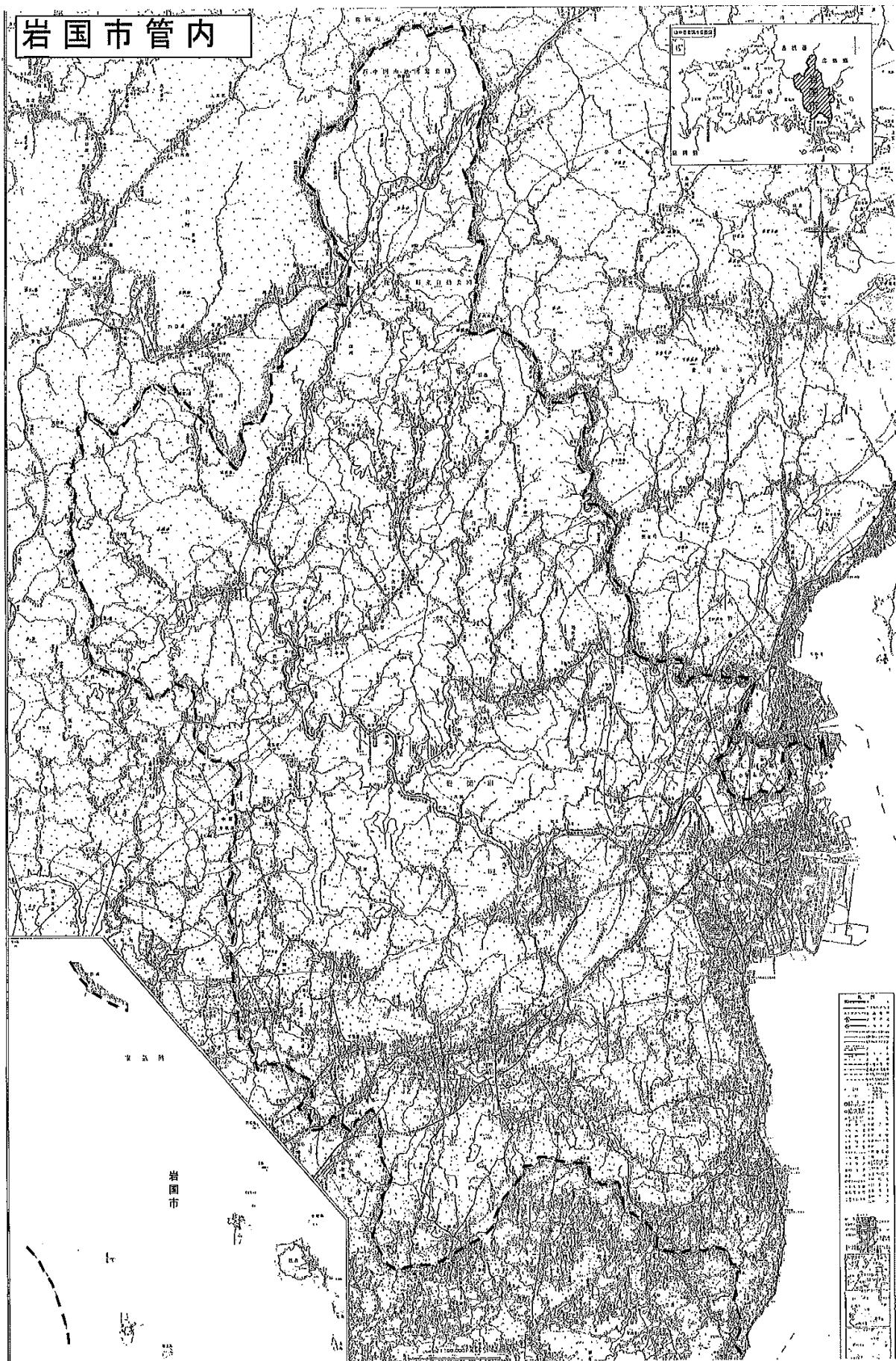
令和 7 年 3 月 変更

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	14年	3月	31日

山 口 県 岩 国 市

岩国市管内



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	<u>人工造林に関する事項</u>	7
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	早生樹に関する事項	16
第5	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	18
2	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
3	その他必要な事項	20
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	21
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3 <u>作業路網の整備に関する事項</u>	24
4 その他必要な事項	26
第9 その他必要な事項	27
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	27
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
4 その他必要な事項	30
III 森林の保護に関する事項	31
第1 鳥獣害の防止に関する事項	31
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2 その他必要な事項	31
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	31
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	31
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3 林野火災の予防の方法	31
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	32
5 その他必要な事項	32
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	33
1 保健機能森林の区域	33
2 保健機能森林の区域内の森林における造林保育伐採その他の施業の方法に関する事項	33
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	34
4 その他必要な事項	34
V その他森林の整備のために必要な事項	35
1 森林経営計画の作成に関する事項	35
2 <u>土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</u>	35
3 生活環境の整備に関する事項	36
4 森林整備を通じた地域振興に関する事項	36
5 森林の総合利用の推進に関する事項	37
6 住民参加による森林の整備に関する事項	38
7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	38
8 その他必要な事項	38

## 付属参考資料

- (1) 人口及び就業構造
  - ① 年齢層別人口形態
  - ② 産業別部門別就業者数等
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源の現況等
  - ① 保有形態別森林面積
  - ② 民有林の齡級別面積
  - ③ 保有山林面積規模
  - ④ 林道の状況
- (5) 市町村における林業の位置付け
  - ① 産業別総生産額
  - ② 産業別の事業所数、従業者数、現金給与総額
- (6) 林業関係の就業状況
- (7) 林業機械等設置状況
- (8) 林産物の生産概況

## 付属図面

岩国市森林整備計画概要図（1／25, 000）

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、山口県東部に位置し広島、島根の両県に隣接するとともに、沿岸部は穏やかな瀬戸内海に面し、内陸部は山口県最高峰の寂地山を有する西中国山地国定公園の豊かな森林が広がっており、県内最大の河川である錦川をはじめとする8水系の河川は、豊かな水をたたえ、美しい景観を形づくりながら、柱島3島の浮かぶ瀬戸内海に注いでいる。

気象は、沿岸部が内海型の温暖な気候であるのに対し、内陸部は山地型で、沿岸部に比べ、平均気温は1～2℃低く、降水量は約500mm多くなっている。

本市の総面積は、87,372haで山口県全体の約14%を占めており、森林面積70,739haで総面積の約81%を占めている。民有林面積は、68,826haで、そのうち人工林の面積は、33,317haであり、人工林率48%となっている。

一方、近年における森林施業の動向は、林業従事者の減少、高齢化などに加え、木材価格の低迷等の森林・林業の将来性に対する危惧から森林所有者の経営意欲も減退し、十分な施業が実施されなくなり、森林の有する経済性だけでなく、森林の持つ水資源のかん養、土砂災害の防止等の公益的機能も十分に発揮されなくなりつつある。

公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の観点から、面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画制度などを活用し、無秩序な伐採の抑制や伐採後の更新を確保するための施策を展開していく必要がある。森林の持つ公益的機能との調和を図りながら育成林における間伐の実施、長伐期化、広葉樹の導入など機能に応じた多様な森林の整備を推進する必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施、森林の保全の確保、経済性を視野に入れた集約的かつ効率的な施業をめざし、健全な森林資源の維持造成を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>災害に強い市を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林を生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

重視すべき機能に応じた多様な森林整備を推進するため、国、県、市、森林組合、素材生産業者、木材流通・加工業者等の合意形成を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ計画的かつ総合的に森林施業の合理化を推進する。

- (1) 森林経営の受委託による森林経営規模の拡大及び森林施業の共同化
- (2) 林業に従事する者の養成及び確保
- (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進
- (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、当該地域の森林構成等を勘案し、主要樹種の標準伐期齢を下記のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の主伐時期を指標として定めているものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

地域		樹種						
		スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ
内陸	(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)	35年	40年	15年	30年	45年	20年	10年
内海沿岸	(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)	40年	45年	15年	30年	45年	20年	10年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐、又は択伐によるものとする。

伐採後の的確な更新の確保に当たっては、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに、稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

##### （1）主伐時における立木の伐採方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生動物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならぬ場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壤等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連携等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は郡状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

## (2) 主伐時における立木の集材方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑥に留意し、現地の状況により行うものとする。

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

皆伐：皆伐については主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、伐採区域のモザイク的配置に配慮し、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね20ha以下

(ただし、伐採箇所の面積の限度が指定されている保安林等の制限林にあっては、その制限の範囲)とする。

また、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

伐採の時期については標準伐期齢以上を目安とし、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に応じて行うものとする。なお、高齢級の森林が増加すること等を踏まえ、公益的機能発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図る。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な立木等の保残にも努める。

**択伐**：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかわる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

なお、択伐に当たっては、天然下種更新及び樹下植栽が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の維持増進が図られる林分構成に誘導することを目標に、一定の立木材積を維持する。

### 3 その他必要な事項

伐採後の適確な更新を図るため、木材の搬出に当たっては、適切な搬出方法を選択し、土砂の崩壊又は流出の防止に努めるものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

また、特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できる特定苗木や早生樹についても導入を促すとともに、花粉の少ない苗木の増加に努める。

### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壤等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して定めるものとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コウヨウザン、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、イヌマキ、モミ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、クスノキ、ヤマザクラ、センダン、ヤマグワ、モッコク、イヌエンジュ、サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類等の広葉樹

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、山口県岩国農林水産事務所林業普及指導員又は市農林振興課と相談の上、適切な樹種を選択する。

### (2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、現地の状況に応じた苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、伐採者と造林者が異なる場合は、伐採前から両者が連携して、人工造林の低コスト化に努めるものとする。

#### ア 人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本／ha)
スギ	中仕立て	3,000以上
ヒノキ	中仕立て	3,000以上
マツ類	中仕立て	4,000以上
広葉樹	中仕立て	3,000以上

効率的な施業の観点から、技術的合理性に基づくものについては、現地の状況に応じ、山口県岩国農林水産事務所林業普及指導員又は市農林振興課とも相談の上、ha当たり1,000本以上とすることとする。

## イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	棚積み地拵えを基本とし、植栽木の生育及び下刈作業に支障をきたさない方法で行うものとする。また、林地の保全及び林地の乾燥を避けるため、尾根筋や沢筋では、植栽木に支障がない限り、造林地内に広葉樹類を残すものとする。
植栽の時期	苗木の生理的条件及び気象条件を考慮し、春植えでは2月から4月、秋植えでは10月から11月に行うものとする。
植付けの方法 (コンテナ苗を含む)	植穴は、直径30cm以上、深さ30cm以上とし、植え付け後苗木の周りを十分に踏み固めるとともに、落葉等で被覆し乾燥を防ぐようすること。 (ただし、コンテナ苗についてはこの限りではない。)

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、人工造林を行うものにあっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定める。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹	10,000 (本/ha)

#### イ 天然更新すべき立木の本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種のうち草本類の背丈を超えたものが期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上となるよう更新すべきものとする。

$$\begin{aligned}\text{天然更新すべき立木の本数} &= 10,000 \text{ (本/ha)} \times 3/10 \\ &= 3,000 \text{ (本/ha)}\end{aligned}$$

## ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う場合は、保存すべき母樹の選定に当たり、林床の状況、母樹の配置状況等に配慮するものとし、ササや粗腐植の堆積等により天然稚樹の発生が阻害されている箇所では、かき起こし、枝条処理等を行うこととする。
刈出し	ササ、シダ類などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹やぼう芽の発生・生育状況等から十分な更新が確保できない箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合は、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を考慮して、必要に応じて芽かき（ぼう芽整理）を行うものとする。なお、ぼう芽の仕立て本数は1株当たり3本を標準とし、成長見込みのある伸びの良いものを残し他は切り除くこととする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新を行うものにあっては、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、必要に応じて天然更新補助作業を実施し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

### (4) 天然更新完了の確認方法

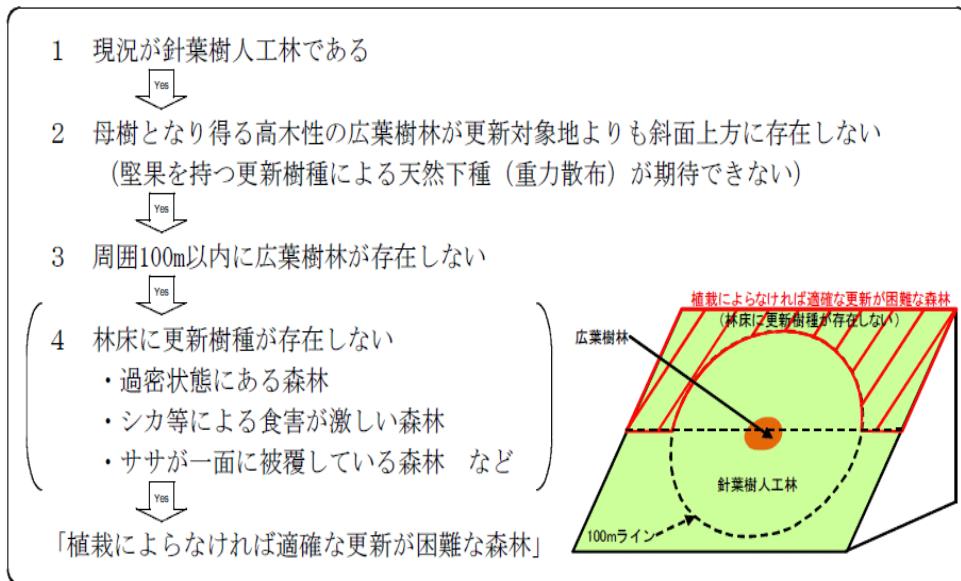
天然更新状況の確認は、当該伐採の後、一定期間を経過した時期（当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内）に行うこととし、天然更新すべき立木の本数（3,000（本／ha））以上の更新が確認されたことをもって更新完了とする。

なお、確認を行った結果、天然更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林の実施により、確実に更新を図る。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は以下のとおりとする。



#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のア及びイに定める「天然更新の対象樹種の期待成立本数」と同様とする。

### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本／ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て (一般材)	3,000	13～16	17～21	22～30			1 間伐率 現に樹冠疎密度が10分の8以上の森林について、間伐を実施したとしても、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、間伐材積率35%以内で行うこととする。 2 間伐木の選定 林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。 3 間伐実施時期の間隔 標準伐期齢未満15年 標準伐期齢以上25年 4 その他 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。	
			3,000	13～16	17～21	22～30	32～55	60～70	
ヒノキ	中仕立て (一般材)	3,000	19～24	22～32				1 間伐率 現に樹冠疎密度が10分の8以上の森林について、間伐を実施したとしても、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、間伐材積率35%以内で行うこととする。 2 間伐木の選定 林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。 3 間伐実施時期の間隔 標準伐期齢未満15年 標準伐期齢以上25年 4 その他 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。	
			3,000	19～24	22～32	25～48	40～65	58～80	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																			標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
下刈り		1	1	1	1	1	1	1													1対象林分 周辺の雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分 2実施時期 6月～9月 3回数 通常年1回、雑草木の繁茂が著しい場合は年2回、全刈り又は筋刈り、坪刈りとする。 4その他 時期を逸した作業は、かえって寒風害等造林木に支障を及ぼす危険があるので留意すること。
つる切り	スギ ヒノキ その他の造林樹種									1	1	1	1								1対象林分 下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類が発生している林分 2実施時期 6月～9月 3方法 通常、除伐作業と平行して行うが、つる類の発生が著しい箇所においては必要の都度行うこと。
除伐											1			1							1対象林分 下刈り終了後、間伐を行うまでの間に、造林目的以外の樹種及び形質不良な目的樹種で、他の造林木の生育助長のため除去する林木の混在する林分 2実施時期 6月～9月 3回数 1～2回とし、急激な疎開は避けること。
枝打ち	スギ ヒノキ							①			1	1				1					1対象林分 節を少なく、また小さくして、無節材、小節材等の優良材生産を目的とする林分 2実施時期 10月～3月下旬(厳寒期を避ける) 3その他 枝打ち開始時の枝下径、枝打ち後の枝下径、枝下高、枝打ち回数は個々の経営目標に沿ったものとする。 ①:初回枝打ち前において、幼齢木のすそ部の枝を除去する「ひも打ち」については、必要に応じ適宜実施する。

3 その他必要な事項  
該当なし

#### 第4 早生樹に関する事項

再造林の確実な実施が求められる中、従来からの造林樹種に比べて特に成長に優れた早生樹については、再造林の省力化、低コスト化及び短伐期化が可能な樹種として、活用が期待されている。

このため、これまでの人工造林に関する指針に加え、代表的な樹種の施業モデルを示す。

なお、早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定する。

##### 1 早生樹の施業モデル

###### (1) コウヨウザン

土壤が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。

なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

###### ア 人工造林の標準的な方法

###### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数 (本/ha)	1, 500 本程度
-------------	------------

###### イ 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齡														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	○	△	△										
除伐									○						

注 間伐は必要に応じて実施する。

## (2) センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。

また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

### ア 人工造林の標準的な方法

#### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数 (本／ha)	400本程度
-------------	--------

注 低密度植栽は、補植や適切な保育管理を前提とする。

#### イ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業体系 仕立本数 70本／ha	間伐時期 (年)													
	初回	2回目												
	5～6	8～9												

#### ウ 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	△												
芽かき	直材生産を目指す場合は、目標材長が確保できるまで芽かきを行う														

注 植栽後は、適宜つる切りを実施する。

## 第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

#### (1) 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域については、自然条件及び社会的条件を考慮して、次表の基準で設定することとし、別表1に定める。

区域名	設定基準
水源の涵養の機能の維持増進を図るべき森林（水源涵養機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 ① 水源かん養保安林、干害防備保安林 ② ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林 ③ 水源涵養機能の評価区分が高い森林
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るべき森林（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 ① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 ② 砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ③ 山地災害防止機能の評価区分が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 ① 飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林 ② 市民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 生活環境保全機能の評価区分が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るべき森林（保健機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林において設定する。 ① 保健保安林、風致保安林 ② 都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に生物多様性機能の発揮が求められる森林 ③ 保健文化機能の評価区分が高い森林

## (2) 施業の方法

施業の方法については、次表の基準で設定することとし、森林の区域については別表2に定める。

区域名	森林施業の方法																																								
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）	<p>当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小を図ることとする。 なお、当該区域内の森林における伐期齢の下限を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">森林の伐期齢の下限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="7">樹種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>コウヨウザン</th> <th>マツ類</th> <th>その他針葉樹</th> <th>その他広葉樹</th> <th>クヌギ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内陸</td> <td>(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)</td> <td>45年</td> <td>50年</td> <td>25年</td> <td>40年</td> <td>55年</td> <td>30年</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>内陸沿岸</td> <td>(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)</td> <td>50年</td> <td>55年</td> <td>25年</td> <td>40年</td> <td>55年</td> <td>30年</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>								地域	樹種							スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ	内陸	(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)	45年	50年	25年	40年	55年	30年	20年	内陸沿岸	(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)	50年	55年	25年	40年	55年	30年	20年
地域	樹種																																								
	スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ																																		
内陸	(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)	45年	50年	25年	40年	55年	30年	20年																																	
内陸沿岸	(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)	50年	55年	25年	40年	55年	30年	20年																																	
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）	<p>① これらの区域においては、複層林施業を行うこととする。      ② なお、特にこれらの公益的機能の發揮を図るべき森林については折伐による複層林施業を行うこととする。      ③ ただし、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が可能と見込まれるものにあっては、長伐期施業（標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）により皆伐を行うことも可能とする。      この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。      なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。</p>																																								
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）	<p>この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。      なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。</p>																																								
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="7">樹種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>コウヨウザン</th> <th>マツ類</th> <th>その他針葉樹</th> <th>その他広葉樹</th> <th>クヌギ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内陸</td> <td>(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)</td> <td>56年</td> <td>64年</td> <td>24年</td> <td>48年</td> <td>72年</td> <td>32年</td> <td>16年</td> </tr> <tr> <td>内陸沿岸</td> <td>(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)</td> <td>64年</td> <td>72年</td> <td>24年</td> <td>48年</td> <td>72年</td> <td>32年</td> <td>16年</td> </tr> </tbody> </table>								地域	樹種							スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ	内陸	(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)	56年	64年	24年	48年	72年	32年	16年	内陸沿岸	(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)	64年	72年	24年	48年	72年	32年	16年
地域	樹種																																								
	スギ	ヒノキ	コウヨウザン	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ																																		
内陸	(旧岩国市師木野・小瀬・御庄・藤河・北河内・南河内・旧本郷村・旧錦町・旧美川町・旧美和町)	56年	64年	24年	48年	72年	32年	16年																																	
内陸沿岸	(旧岩国市岩国・通津・旧由宇町・旧玖珂町・旧周東町)	64年	72年	24年	48年	72年	32年	16年																																	

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、自然条件等を考慮して、次表の基準で設定することとし、別表1に定める。

区域名	対象森林
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材生産機能維持増進森林)	<p>下記いずれかに該当する森林で、施業を行うことが適當と認められる森林について設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 木材生産に適した森林、林道等開設状況等から効率的な施業が可能な森林</li> <li>② 木材生産機能の評価区分が高い森林</li> <li>③ 経営管理実施権の設定が見込まれる森林</li> </ul>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<p>以下の森林を参考とし、区域を設定する。 なお、災害が発生する恐れのある森林は、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工林を中心とした林分構成</li> <li>② 林地生产力が高い森林</li> <li>③ 傾斜が比較的緩やかな森林</li> <li>④ 林道等や集落からの距離が近い森林</li> </ul>

(2) 施業の方法

2(1)で区域の設定を行った木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における森林施業の方法については、次表の基準によることとする。

区域名	森林施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材生産機能維持増進森林)	生産目標の径級に達した時点以降で主伐を行うこととし、皆伐を基本とする。造林については第2により確実に更新することとする。保育及び間伐等については第3による。また、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

## 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有状況が小規模零細な中、長期的視点に立った適正かつ効率的な森林施業等の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進することとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するに当たっては、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせん等を行う。

その際、長期の施業等の委託が円滑にすすむよう、林地台帳制度等の運用による森林所有者情報の制度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ計測・解析等により新たに整備した森林資源情報の公開についても促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託契約の締結に当たっては、立木の育成権の委任の程度等について委託者と受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意すること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理制度事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有規模は、5ha未満の森林所有者が大半を占め、林家の大部分が農家林家であり、きわめて零細である。また、森林施業の実施に当たっては、森林所有者の高齢化、不在等の理由により、そのほとんどを森林組合に委託しているのが現状である。

集約的・面的な森林整備、森林組合による森林施業受託の促進及び森林施業共同化の指導体制の強化を図り、施業の共同化を促進する必要がある。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

低コストで丈夫な林業専用道等の路網の整備を含めた集約的・面的整備を推進するため林産団体との連携のもと、森林所有者に対し、適切な森林施業の推進に向けた普及啓発活動、意見交換会等を通じ、計画的・効率的な森林施業の合意形成に努める。

また、森林所有者間の森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。

森林経営が停滞している森林所有者に対しては、適切な森林施業の推進に向けた普及啓発活動を展開するとともに、林産団体等による長期の森林施業受託を促進する。なお、森林施業共同化の促進のため、県及び林産団体と共に森林所有者に対する指導活動を強化する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）

は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

イ 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保とするための措置について明確にしておく。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分及び搬出方法に応じた路網密度の水準の目安を次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用されるものであって、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0~15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	110以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系作業システム	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	架線系作業システム	16以上	4以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム

注2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム

注3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林への誘導する森林における路網密度。

また、地形傾斜に応じた搬出方法及び路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムについては次表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例				運搬
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り		
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック	
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック	
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ		
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック	
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ		
急峻地 (35° ~ )	架線系	500~ 1,500	500~ 1,500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック	

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、山口県林業専用道作設指針（平成23年4月8日制定）に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

(ア) 開設計画

(単位 延長：km 面積：ha)

対図番号	開設/拡張	区分	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域 面積	前後 期別	備考
			岩国市	計 2路線	12.7	1,362.00		
1	開設		"	大朝・鹿野	1.3 3.4	1,099.00	前 後	
2	"		"	倉谷	2.2 5.8	263.00	前 後	

(イ) 拡張計画

(単位 延長：m 面積：ha)

対図番号	開設/拡張	区分	位置 (市町)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前後 期別	備考
			岩国市	計 10路線	6,819 /18	5,046.75		
1	舗装		"	石童山 (南桑区間)	2,000/1 2,200/1	706.00	前 後	
2	改良 舗装		"	石童山 (二鹿区間)	8/1 2,000/1 400/1	1,043.00	前 後	
3	改良		"	大朝・鹿野	85/1	1,099.00	前 後	
4	"		"	師木野	67/4	1,061.00	前	
5	"		"	近延線	12/1	67.00	前	
6	"		"	西谷	5/1	115.00	前	
7	"		"	木谷	23/3	671.75	前	
8	"		"	宮ヶ谷	8/1	65.00	前	
9	"		"	當灯畠	6/1	59	前	
10	"		"	足ヶ谷	5/1	160	前	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理に当たっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」

（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、山口県森林作業道作設指針（平成23年3月31日制定）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

細部路網の維持管理に当たっては、山口県森林作業道作設指針（平成23年3月31日制定）等に基づき適切に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置		規模	対図番号	備考
山土場	周東	田尻	1,000m <sup>2</sup>	1	
山土場	周東	桶余地	1,000m <sup>2</sup>	2	

## 第9 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

森林所有者の自家労力による森林施業の実施は、その大部分が農業の余剰労力であり、将来とも自家労力の増加及び自家労力による施業の継続的な実施は難しいことから、森林管理の中核的担い手としての森林組合への期待は大きい。

このため、森林組合等の事業の多角化、生産性の向上等経営基盤の強化を図るとともに、就労条件、環境整備等による若年従事者の参入を促進し、また、地域における新規林業従事者を含め、機能別施業森林等各種施業の対応を考慮した研修、講習会を実施して、知識、技術の習得、資質の向上を図る必要がある。

#### (2) 林業に従事する者の確保

林業に従事する者の確保にあたっては、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、県が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、林業労働力の確保に総合的に取り組む。

また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等により、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定確保、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 林業事業体の経営体質強化方策

経営方針を明確化し、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことで事業体等の体質強化を図るものとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械の導入の促進方針

これまで、林業の機械化は、生産性の向上・労働力の軽減・低コスト化等、林業経営の合理化、近代化を図る上で重要な役割を果たしてきた。

今後、本市においても、林業従事者の減少や高齢化が一層加速すると想定され、それに伴い間伐をはじめとする森林施業の適正な実施が停滞し、森林の荒廃を招くことが懸念される。

このため、本市が進める間伐材等の森林バイオマスの有効活用の取組を踏まえ、高性能林業機械を有効活用した伐倒・造材・集材システム等による適正な森林施業実施の確保に向け、地域に応じた機械化の一層の促進を図る。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒	チェーンソー	チェーンソー
造材	プロセッサ ハーベスター	プロセッサ ハーベスター
集材	架線 林内作業車 小型集材機 タワーヤード スイングヤード フォワーダ	架線 林内作業車 小型集材機 タワーヤード スイングヤード フォワーダ
造林	地拵え 刈払機	地拵え 刈払機
保育等	下刈 枝打 除間伐	枝打機 鋸 ナタ チェーンソー

### (3) 林業機械化の促進方策

生産性の向上・労働力の軽減・低コスト化を図るための作業路網等の基盤整備を図り、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進する。これに伴い、森林組合を中心とした機械の共同利用体制を整備する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

#### (1) 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等を踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

#### (2) 林産物（特用林産物）の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	位置	対図番号	規模		備考
			現状（参考）		
木材市場	岩国	3	25,000	m <sup>2</sup>	ペレット燃料製造工場併設 1,500 t/年
製材所	岩国	4	1,010	m <sup>2</sup>	
製材所	岩国	5	37,000	m <sup>2</sup>	
製材所	岩国	6	4,620	m <sup>2</sup>	
製材所	周東	7	1,985	m <sup>2</sup>	
製材所	周東	8	5,756	m <sup>2</sup>	
製材所・保管庫	周東	9	2,743	m <sup>2</sup>	
製材所	錦	10	1,000	m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>3</sup> /年
木炭生産窯	錦	11	300	m <sup>2</sup>	
プレカット工場	周東	12	7,535	m <sup>2</sup>	
チップ加工施設	周東	13	67	m <sup>2</sup>	
間伐材集荷場	本郷	14	200	m <sup>2</sup>	
間伐材集荷場	錦	15	400	m <sup>2</sup>	
間伐材集荷場	錦	16	400	m <sup>2</sup>	
間伐材集荷場	錦	17	400	m <sup>2</sup>	
製材所	岩国	18	1,100	m <sup>2</sup>	
貯木場	錦	19	2,100	m <sup>2</sup>	

木炭生産窯	錦	<input type="text" value="20"/>	10 m <sup>2</sup>	1 t /年
木炭生産窯	錦	<input type="text" value="21"/>	10 m <sup>2</sup>	5 t /年
木炭生産窯	錦	<input type="text" value="22"/>	10 m <sup>2</sup>	5 t /年
椎茸生産施設	周東	<input type="text" value="23"/>	150 m <sup>2</sup>	1 t /年
たけのこ集荷場	岩国	<input type="text" value="24"/>	165 m <sup>2</sup>	
くり選果場	美和	<input type="text" value="25"/>	440 m <sup>2</sup>	30 t /年
くり保冷庫	美和	<input type="text" value="26"/>	171 m <sup>2</sup>	
展示・販売所	美川	<input type="text" value="27"/>	239 m <sup>2</sup>	
錦林業センター	錦	<input type="text" value="28"/>	200 m <sup>2</sup>	
草木染め工房	錦	<input type="text" value="29"/>	150 m <sup>2</sup>	
木工交流館・地場資源加工施設・製材所・間伐材集荷場	美和	<input type="text" value="30"/>	4,300 m <sup>2</sup>	
木材加工場・林業総合センター	周東	<input type="text" value="31"/>	5,700 m <sup>2</sup>	

4 その他必要な事項

該当なし

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
設定なし		

##### 2 その他必要な事項

該当なし

#### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

本市の松くい虫被害については、纏まった松林はないが市域に点在する松林について、局部的な被害が散見される状況である。このため、被害の早期発見と被害防止の処置をはかるべく、守るべきエリアを限定し集中的かつ効果的に実施する必要性がある。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者等に対して伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

###### (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者等に対して森林病害虫に関する情報提供を行うとともに、国、県、森林組合等と連携のもと、適確な被害状況の把握に努めることとする。

また、市、森林組合を中心として、森林病害虫防除の円滑な実行を確保する。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、広域的な防除措置を総合的かつ効果的に推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

##### 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視、森林利用者の防火意識の向上に努める。

また、防火線、防火樹帯等の整備を推進するとともに防災施設として林道等の活用を図る。

#### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、岩国市火入れに関する条例並びに岩国市火入れ条例施行規則に従い、その他法令を遵守しつつ適切な運用と手続きをとること。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし

森林病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合は、市長の判断により伐採を促進する。

- (2) その他

森林所有者等は、巡視等により森林災害の早期発見に努め、適宜必要な応急措置（通報等）を講ずるものとする。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
通津字 鳥ヶ尾1-2	1013B26-1・2 1013B27-1～3・5 1013B28-1 1063C68-5～8	61.90	57.72	4.18				
六呂師字 ちぎり谷 東393-3・4	1063C69-1～9 1063C70-1～4 1063C72-1・4～13							
用田地区	5216 5217	105.42	45.21	57.57	0.21	0.19	2.24	

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 行 の 方 法
造 林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	自然環境の保全、景観を考慮し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	つる類が繁茂している森林については、早期につる切り、除伐、間伐等を行い、森林の健全化を図る。
伐 採	原則として択伐とする。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備	
①	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設 遊歩道、四阿、橋、案内看板等
②	施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項 ・自然を活かす ・安心して利用できる ・案内板は利用しやすいように位置、内容等に配慮する。

#### (2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	18	
ヒノキ	18	
ケヤキ	20	
その他	14	

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第5の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると認められる区域

別表3に定める。

### 2 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の厳正な運用に努める。

### 3 生活環境の整備に関する事項

森林資源を活用した環境施設の整備を進めていく。

### 4 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備により森林の多面的機能の維持増進を図り、地域への定住や都市との交流の促進等地域の振興を図る。

あわせて、地域の森林・林業の活性化を図るため、地域材や地域の特用林産物の利活用を推進するものとする。

## 5 森林の総合利用の推進に関する事項

### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	位置		対図番号	規模	
				現状（参考）	計画
高照寺山グリーンパーク	岩国	高照寺	▽1	77ha	
癒しの森	周東	田尻	▽2		林道、遊歩道、東屋、オートキャンプ場、薬木（草）の森、山桜10万本の森、ふれあい動物園 177ha
寂地峡キャンプ場	錦	宇佐	▽3	キャンプ場等	
羅漢山青少年旅行村	錦	大原	▽4	キャンプ場等	
親水公園	美川	根笠	▽5	4000m <sup>2</sup> 河川遊歩道500m等	
弥栄湖周辺遊歩道	美和	岸根	▽6	3km	
弥栄キャンプ場	美和	釜ヶ原	▽7	1000m <sup>2</sup>	

## 6 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

これまで、城山自然休養林や丸太村、中山湖周辺において地域住民参加型の森林整備や炭焼き体験等の行事を開催しており、今後も、これらの行事を開催していくとともに、森林整備等の必要性に対する理解醸成を図っていく。

また、市内の中学生をはじめとした青少年に対して自然の大切さと、様々な森林体験活動を行う機会を提供するために社会教育活動の中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森づくりへの直接参加を促進する。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

市内には県内最大の河川・錦川をはじめ、大小多数の河川が存在し、瀬戸内海へ流れている。

これらが地域に密着した生活用水として、また下流市街地の水源として重要な役割を果たしていることから、水源の森づくり等の交流活動へ住民の積極的な参加を促進し、住民一体となった清流を守る取り組みを検討する。

### (3) その他

森林組合との連携のもと、森林所有者に対し、適切な森林施業の推進に向けた普及啓発活動、集落または施業共同化重点実施地区を単位とした意見交換会等を通じ、計画的・効率的な森林施業の合意形成に努める。

また、森林所有者間の森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。

さらに不在村森林所有者及び森林経営が停滞している森林所有者に対しては、適切な森林施業の推進に向けた普及啓発活動を展開するとともに、森林組合等による長期の森林施業受託を促進する。

なお、森林施業共同化の促進のため、市は県及び森林組合と共に森林所有者に対する指導活動を強化する。

## 7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から経営管理権を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。

経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施する。

## 8 その他必要な事項

該当なし